

これからの弁理士と大学教育

石井 正*



目 次

はじめに

1. 知的財産基本法と人材育成
2. 知的財産管理の現状
3. これからの知的財産専門人材
4. 大阪工業大学の構想
5. 弁理士の大学への参加

おわりに

.....

はじめに

知的財産重視の時代において、国、地方公共団体、企業そして大学とそれぞれの場において知的財産の創造・保護・活用を推進することが急務とされている。このためには、なによりもその専門人材の育成が必須の要件であると理解されつつある。知的財産専門人材の中核となるのが弁理士であり、その役割は今後ますます重要性を増すものと思われる。他方、大学は今、大きな転換期にある。少子化の時代にあって、これまでの安定した大学教育路線にとどまることは許されない。産業社会のニーズに対応した高度専門人材育成を各大学とも企画し挑戦し努力している。

このような状況のなか、弁理士はその専門知識と豊かな経験を生かして、各大学における知的財産専門人材の育成に支援することが求められている。また同時に識見をさらに広げ、専門能力をさらに深めるためにも大学院での教育・研究に参加していくことが必要である。

ここでは、わが国には現在、知的財産専門人材がどれほどの規模で活躍しているものか、その課題はなにか、そして大学がそうした新たな時代の要請でもある知的財産専門人材の育成にどのように取り組みつつあるか、そうした大学教育・研究の場に弁理士がどのように参加していくか考えてみたい。

1. 知的財産基本法と人材育成

知的財産基本法

2002 年秋、知的財産基本法が成立した。この知的

財産基本法は 21 世紀の新たな発展を目指す我が国における、知的財産の活用を基本とした国の戦略的指針を明らかにしたものであって、国はもとより、産業界、大学、国公立研究所等において、本基本法に盛り込まれた内容が具体的に検討され、実施されていくこととなる。⁽¹⁾

全 33 条よりなる知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）においては、大きく 4 点の基本的方向が提示されている。まず知的財産の創造であって、大学や企業等での知的財産の創造を促していく方向である。これまで大学等では研究は意欲的に進められ、論文は世界に発表されるものの、特許の取得はほとんど行われていなかった。こうした大学研究者の常識を基本から変えていこうというものだ。

次いで知的財産の保護で、創り出された知的財産の特許権や著作権としての確に保護することの重要性が強調される。このための法制度の見直しや行政上の改革も求められていく。その上で知的財産の活用が強く求められている。特に大学・公的研究機関等において知的財産を活用するための所要の戦略が推進されることが必要であると指摘されている。米国がバイドール法を契機として大学の保有する特許権を積極的に産業界へ提供する戦略とその実施のための施策を推進していったことはこれからの我が国の大学の大きな手掛かりとなることだろう。

専門人材育成の要請

知的財産基本法の第 22 条では人材の確保が規定されている。そこでは国は大学及び事業者と連携協力を図りながら知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする、としている。

* 大阪工業大学知的財産学部 学部長教授

知的財産基本法 第 22 条 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

知的財産の創造・保護・活用のあらゆる状況において専門的知識を有する専門家の活躍が期待され、その能力を有する人材の確保、養成、資質の向上が国家的急務であるとされている。これまでも大綱等において、こうした知的財産専門人材を供給する基盤の整備・充実が我が国において喫緊の課題であるとされ、ロースクール構想による知的財産専門家の育成が提案されていたが、これらを受けて基本法では、国の人材育成の責務を明らかにしたものである。

知的財産に関する専門人材の育成を目指すにあたり、これら人材が活躍する場である産業界において知的財産の創造、保護、活用がいかになされるか理解しておくことが必要である。以下ではわが国産業界の知的財産管理の現状をみていき、そこから知的財産専門人材に求められるもの、あるいは課題を考えていくこととしよう。

2. 知的財産管理の現状

知的財産管理の経済規模

わが国における研究開発投資は国内総生産のおよそ 3%、年間 16 兆円である。この結果、多くの発明が生まれ出され、知的財産に結びつけるための特許出願が年間およそ 40 万件発生する。こうした知的財産管理のためにどれほどの投資がされているか、これまでいくつかの調査がされている。

1993 年度に (財) 知的財産研究所が行った調査において、企業はその売上高の 0.2% を知的財産管理に費やしているという結果を得ている⁽²⁾。同様調査が同研究所で 1999 年度に実施されているが、この時の結果は売上高の 0.27% とされている⁽³⁾。異なる調査において 0.2% と 0.27% という結果を得ていること、この調査から推定した特許庁への支払い額の推定額がほぼ特許庁の歳入額と見合っていることなどから、一応、この数字を信頼してもよいようである。

わが国企業のうち、製造業の総出荷額は 291 兆円 (1999 年) であって、0.27% の知的財産管理費用比率を、この製造業の総出荷額に対応させれば、7,857 億円が

わが国企業の知的財産管理に投じる総費用とってよい。なお 2003 (平成 15) 年に特許庁は「知的財産活動調査」を実施しているが、その結果をみると、わが国企業の知的財産部門の人員費をのぞく管理費用総額を 4,460 億円と推計している⁽⁴⁾。これに人員費を加えれば、先の推計に一応、対応するものとみられる。

知的財産管理コストの内容

次にこの知的財産管理費用の内訳を考えてみる。参考となる調査は少し古くなるのであるが、1987 年に特許庁が行った調査があり、企業の知的財産管理費用の内訳を、特許庁への支払に 11.6%、知的財産部の部員人員費に 31.9%、弁理士への支払に 20.5%、情報・システムその他関係費用に 10.1%、海外への支払に 25.9% という結果を得ている。

これに対して最近の調査として、日本知的財産協会が 2001 年に行った調査が参考となる。協会の知的財産管理委員会第 5 小委員会のメンバー企業 10 社の実態を調査したものである。調査対象企業数は少ないが、調査内容自体は相当程度に踏みこんだもので、参考となる内容を含んでいる⁽⁵⁾。

知的財産管理の費用内訳は、先の特許庁の調査と対応させると、特許庁への支払が 10%、知的財産部の部員人員費が 31%、弁理士への支払が、国内特許事務所料金として 19%、海外への支払が 29%、情報・システム関係費用に 5% という結果であった。

これを金額ベースでみると特許庁への支払額として 849 億円、知的財産部の部員人員費に 2,475 億円、弁理士等特許事務所への支払に 1,556 億円、海外への支払に 2,161 億円、情報・システムその他関係費用として 817 億円という内訳であった。

日米企業の比較

わが国企業はその売上高のおよそ 0.27% を知的財産管理コストとして支出していることが明らかになったわけであるが、このコストはどのように評価されるものであろうか。ここではまずこの知的財産管理コストの日米企業間の比較をしてみよう。米国企業の知的財産管理コストに関しては、平均売上高が 2 兆円程度の大企業に限定しての調査がある。

わが国企業の場合、平均では企業の売上高の 0.27% が知的財産管理コストとして使用されるが、大企業の

場合には売上高の0.2%程度が知的財産管理コストとして振り向けられる。米国大企業の場合には、知的財産管理コストは売上高の0.09%である。ちなみに研究開発費に対する比率でみても、わが国大企業の知的財産管理コスト比率が5.2%程度であるのに対し、米国大企業では2.2%程度のものである。

要するにわが国企業は米国企業のおよそ2倍のコストを知的財産管理に投じている。米国はプロパテントの国であるとされ、各企業は知的財産をいかにして活用するか、知的財産を活用することによって企業発展と企業評価の基本とすることを経営の軸としているとしばしば強調されるが、その米国企業は知的財産管理には、わが国企業のほぼ半分のコストで対応している。すべての面での効率経営が求められる時代において、これは大きな課題といえる。

そこでわが国企業が知的財産管理コストとして具体的に費やしている内容を詳しくみるとともに、そのコストの多くを占める知的財産管理人材の規模をみていくこととしよう。

知的財産管理コストの分析

知的財産管理コストのうちおよそ2500億円が企業の知的財産部に勤務する者の人件費である。知的財産協会の調査によれば、知的財産部の45%が国内出願の担当であり、出願にはじまり中間処理、権利維持までのあらゆる事務作業に関わる。そして19%が海外出願の担当である。すると企業の知的財産部にあっては、出願関係だけでも国内・海外合せて64%もの人々が関わっている。係争関係には10%、調査関係にはわずかに3%、情報関係に3%、管理関係には13%の人々が関わるにすぎない。要するに、知的財産部の人員の3分の2は出願関係に携わっている。

出願関係ということは企業における新技術開発の部門から生まれてくる新たな発明や考案、さらには新たな知識を知的財産に結びつける重要な役割を果たす部署であるから、知的財産部の相当程度の者が関わること自体は批判されることにはならない。ただ出願関係以外の部署の人員との規模比率が問題になるのではないだろうか。

例えば係争系の人員である。これがわずかに10%の人員をもって対処しているにすぎない。係争系ということは同業他社との権利侵害事件に関わるような状

況への対処が中心的な業務となるが、同時に契約業務も含まれる。契約と侵害訴訟全体を知的財産部のわずか10%の人員をもって対処する実態はやはり問題なのではないか。

要するに日本企業の知的財産管理とは出願管理を意味していて、特許などの権利になった後の活用あるいは他社との交渉・契約という局面では一転して積極さが影を潜めるという状況なのである。それであって知的財産管理全体としてのコストは米国企業と比較しておよそ倍を要しているという状況にある。

知的財産専門家の規模

次に知的財産の専門家の規模を考えてみたい。平成10年(財)産業研究所の調査によると、特許・実用新案出願でみて、担当者一人あたり年間平均21件の出願がなされている⁽⁶⁾。わが国の特許・実用新案出願は39万5,000件であって、この内、個人および官庁からの出願が1万6,000件程度あるから、法人すなわち企業からの出願は38万件程度であって、これから逆に企業の知的財産管理担当者数を推定すれば、1万8,000人程度とみられる。企業知的財産部の管理者はおおよそ2,000人と見込むならば、全体ではおよそ2万人程度が知的財産専門家として勤務している。これは先の企業における知的財産部門の人件費総額およそ2,500億円と比較してみるとほぼ妥当な規模ということが出来る。なお2003(平成15)年の特許庁調査では⁽⁴⁾、わが国企業の知的財産担当者総数を3万9,000名程度と推計している。やや大きい数字とみられるが、これも参考としておく必要がある。

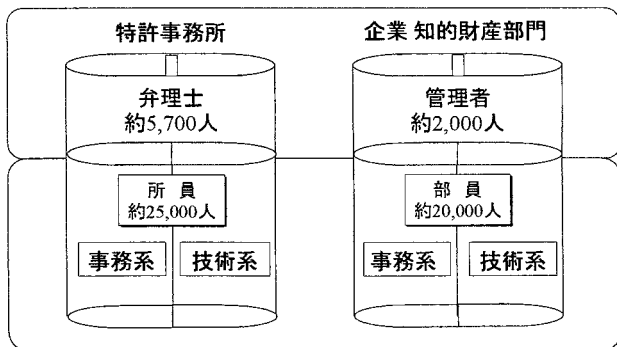
次に特許・法律事務所で活躍する専門人材がいる。通常、こうした事務所での専門人材というと弁理士・弁護士を想像する。もちろん間違っている訳ではない。特許出願の際の法的資格を有する専門家としては弁理士の存在は実に重いし、関係者からも高く評価されているのは周知のことだ。それに最近では弁護士もこの知的財産の分野に強い関心を持ちはじめ、訴訟や契約等に積極的に関わり始めている。

ただこうした事務所で活躍しているのは弁理士や弁護士などの法的資格を有する専門家だけではない。事務所には多数の技術の専門家にして弁理士の業務を助けて明細書や図面の作成に欠かせない人材が活躍している。商標や意匠の分野では女性の専門家が多数活躍

している。特に各種事務手続きではこうした専門人材は重要である。我が国では特許事務所において、弁理士1人についておよそ5人のスタッフが勤務する。

弁理士総数を5,700人とするならば、スタッフはおよそ2万5,000人程度を見込むことができ、特許・法律事務所において活躍する人材は全体で約3万人。したがって日本全体では、企業に少なく推定して2万人、多く推定して3万9,000人、これに事務所の人材が3万人となるから、総計5万人から7万人程度の知的財産専門家が活躍していると推定される。

図1 日本の知的財産関連人はおよそ5万人



パラリーガルの組織化と育成

わが国の特許事務所等に2万5,000人程度のスタッフが勤務していることはすでにみてきたとおりである。特許、法律事務所において弁護士や弁理士の法律業務をサポートする法律事務スタッフを米国ではしばしばパラリーガルと称する。米国の法律事務所にはリーガル・セクレタリーやロー・クラークそしてリーガル・アドミニストレーター等さまざまなスタッフが勤務するが、その代表がこのパラリーガルである。1968年に全米法律家協会（ABA）が「弁護士のための非法律家アシスタントの特別委員会」を設立し検討したことがパラリーガル養成の重要な契機となった。ABAはパラリーガル教育の基準を開発し、また全国パラリーガル協会連盟（NFPA）と全国リーガル・アシスタント協会（NALA）の組織化をすすめていった⁽⁷⁾。

それだけではなしに全米に散在する多数のコミュニティ・カレッジにパラリーガル養成プログラムを設けることを推進し、現在では600校以上の大学でパラリーガル養成コースが導入され、その多くはABAによって認定されている⁽⁸⁾。

3. これからの知的財産専門人材

幅広い知識をもつ専門家

企業における知的財産管理部門に勤務する専門家、そして特許事務所・法律事務所に勤務する弁護士、弁理士それにパラリーガルとしての事務所に員に共通に求められる能力とは何か。

その第一点が、知的財産の専門家は当然であるが、知的財産に関して深い専門知識を持つことが求められることである。職業的専門家として複雑に絡み合う法律・政令・規則・基準・便覧それに膨大な判例に通じていることが求められる。

第二点としてそうした専門知識に併せて、多くの分野に関しての総合的な知見を持つことも要請される。これからの時代においては知的財産の専門家は創造から、保護、活用に至るあらゆる分野での活躍が求められている。技術開発や商品開発の管理と知的財産の管理は表裏一体であるし、活用となれば企業の技術開発・経営戦略と併せて行わなければならない。単に法律の専門家では困る。技術に関する知識、開発管理の素養、新商品開発と企業戦略の知見、契約と訴訟への対応力等の専門的知識が総合的に求められる。

知的創造サイクル全体に関わり、このサイクルのそれぞれのステージにおいて専門家としてその知見を生かす人材が求められている。研究開発の現場からは発明の発掘とその評価。出願に関しては明細書作成のための専門知識は極めて重要なものとなる。特許庁の手続きを円滑に進めた上で、権利化となればその権利を多くの関係企業と実施許諾の契約を進める場合もあるだろうし、逆に他社との間で侵害訴訟を進めなければならない場合もある。

新商品・新市場の開拓となれば多くの企業の動向をとりわけ知的財産の視点から分析し、評価していくことが求められる。こうした知的創造サイクルの各ステージで活躍できる専門人材が求められている訳である。

しかも第三点として活動が国際的であるということも要請される。国境を越えるビジネス活動をすすめて行かなければならない現代産業社会において、とりわけ知的財産は国際ビジネスの性格を強く持つ。それだけに知的財産専門人材は異なる文化・経済に対しての深い理解とその壁を越えてビジネスを推進する言語的能力が求められる。

開発から市場までの知的財産専門家の関与

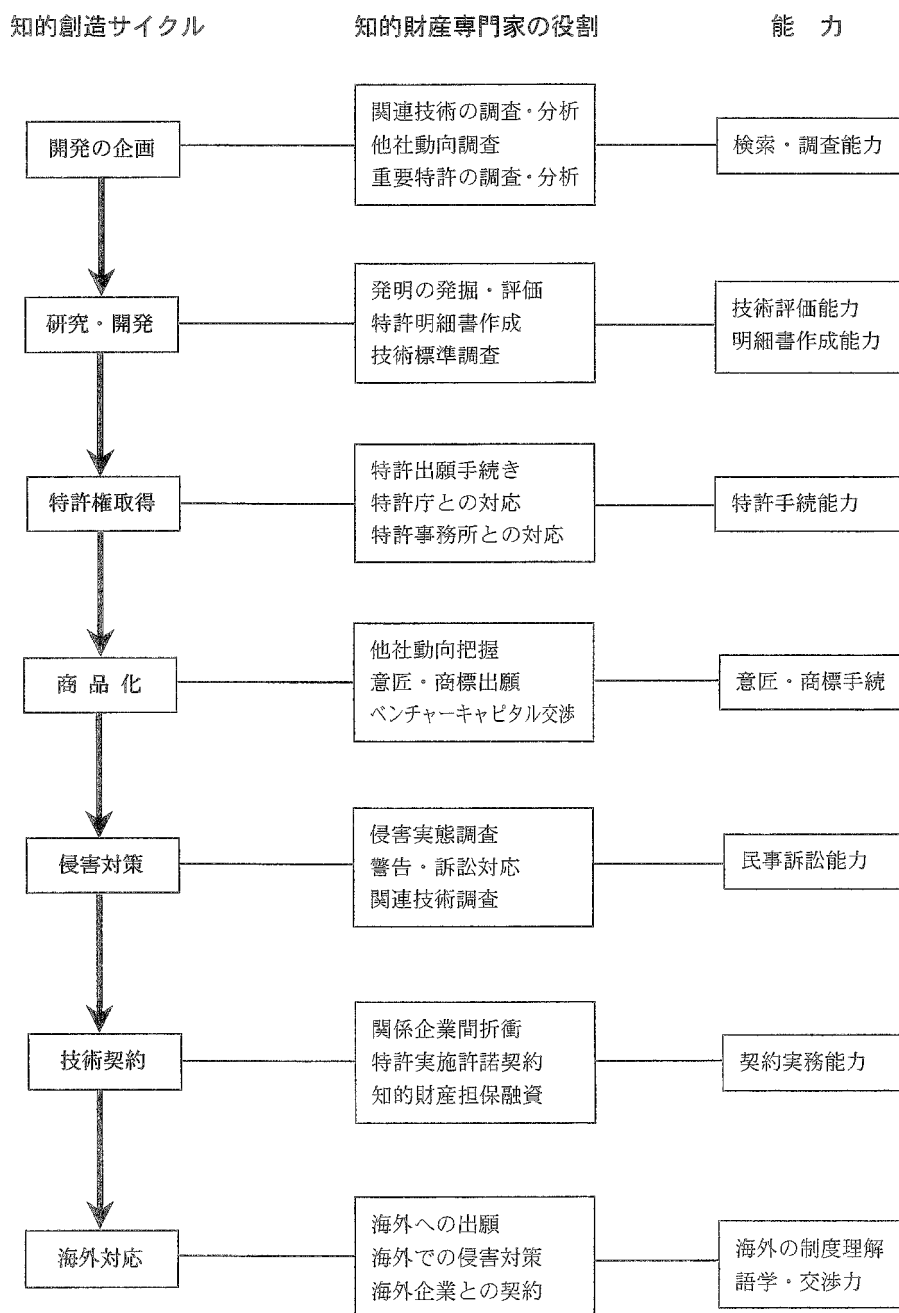
具体的に企業において知的財産管理を行う場合、そこに求められる知識と能力はまことに幅広いものがある。開発の企画段階では当然のことであるが、関連技術の調査・分析、他社動向の調査、重要特許の調査と評価を行い、さらに研究開発段階では発明の発掘と評価、特許明細書の作成等を行うこととなる。さらに商品化段階になれば、他社特許の動向をあらためて実施するし、侵害行為への対応、契約が必要となれば関係企業間の折衝から契約等までを行うこととなる。

こうした各段階におけるさまざまな知的財産専門家

の業務の多くは、企業内の知的財産管理部門の人材によって推進されている。弁理士はむしろ企業外部において依頼された特許等出願の代理業務に専念しているというのが実態である。しかも企業の知的財産管理部門の業務をみていっても、既にもたようにその業務の多くは出願から登録までのいわゆるプロキュアメントに関するものがほとんどである。

しかも開発から市場までの間にもとめられるさまざまな専門知識を有するべき専門家の育成にはさらに問題が存在していた。これら専門家の育成システムが大学教育になかったことである。

図2 知的創造サイクルと知的財産専門家の役割



これまでの大学教育

これまで大学教育において、知的財産専門人材の育成という課題はほとんど意識されることはなかった。せいぜい法学部における経済法の一環として特許法など知的財産法が講義されるか、あるいは工学部の教養科目として特許法の入門的科目が用意される程度であった。大学は既存の学問体系のうえで学部・学科編成がなされるのが通常で、産業社会の変化と要請に対応して学部・学科そして講義科目の編成がされることは稀である。したがってわが国において知的財産あるいは特許等の名称をもつ学部、学科はこれまで存在しなかった。

大学においてそうした体制であるため、企業の知的財産管理部門の人材は、多くは工学部等の理系の教育を大学で受け、会社に入ってから各種研修会、セミナー、研究会あるいは弁理士試験受験予備校等で知的財産法あるいは手続等を学ぶのが通常であった。また特許事務所等の所員であるパラリーガルは大学の文系学部を卒業し事務所に入ってから、同じように各種の研修会、セミナー等で法律、手続を学び、OJTで苦勞しつつ多くの知識を身に付けていくのが通例であった。

知的財産管理とその専門人材の課題

これまでみてきたわが国企業の知的財産管理の実情とそこに関わる専門人材について、解決を求められている課題について考えてみる。

まずわが国企業の知的財産管理については、それがあまりに権利取得に重心が集中しすぎているという問題が指摘できる。人も金も権利取得のために集中する。その結果、権利は取得したものの必ずしも実施することがない。知的財産の活用が急務とされているが、そのために人と金が投じられることは少ない。権利取得に集中するのであれば、その業務は定型的であるから、能率よくその業務が推進されるかといえば、知的財産管理に要する費用は米企業と比較しておよそ2倍のコストとなっている。

次に知的財産管理業務に関与する専門人材についてみていくと、企業の知的財産管理部門の人材育成はほとんど制度化されてなく、特に大学教育と無縁の状況にある。企業において、たまたま知的財産管理部門に配置されることにより、各種の研修会に参加しあるいは自ら努力して学ぶことにより知的財産制度あるいは

契約等の基礎的知識を身につけ、あとは現場で実際に体験することでその知識を得ていくこととなる。

特許事務所に目を転ずれば、相当数のパラリーガルあるいは技術スタッフが活躍しているにもかかわらず、それらスタッフの育成のシステムは皆無であって、しかもその専門能力についての認定あるいは検定システムもまた存在しない。

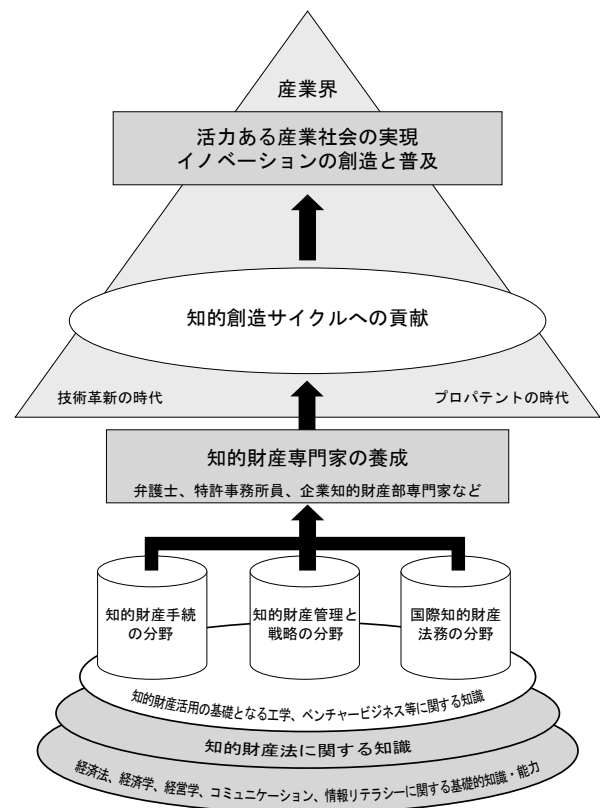
弁理士は知的財産高度専門家の中核であるが、企業の知的財産管理部門の業務がそうであるように、出願から権利取得までのいわゆるプロキュアメントにその業務が集中している。いわば企業の知的財産管理業務も弁理士の業務もともに出願から登録までの手続きに集中している。知的財産重視の時代においては、こうした出願から登録までの手続きに集中するのではなく、むしろ知的財産の活用やまた知的財産のなかでも今後その重要性を増す著作権や又は不正競争防止法の実務上での取り扱いの問題等にその業務を展開していくことが求められている。

4. 大阪工業大学の構想

日本初の知的財産専門学部

大阪工業大学では2003年4月に我が国で初めての知的財産学部を開講した。本学部においては知的財産

図3 知的財産学部・大学院のコンセプト



に関しての関連法はもとより、その手続きから契約等の実務、さらには知的財産管理や活用戦略までを総合的・体系的に学ぶことができるカリキュラムが編成されてある。知的財産戦略大綱が今後の重要な柱として提示している「知的財産の創造、保護、活用」に全面的に関わり寄与していくことのできる人材を育成するという目的に対応させ、知的財産の価値評価能力や保護のためのあらゆる法的能力を身につけ、さらには活用のための管理・戦略の知識を大学で学ぶことができるようにしたものである。

既に見てきたとおり、知的創造サイクルの各ステージにおいて活躍できる人材が求められているという現実、また実際に活躍している人材は弁理士・弁護士の他に企業の知的財産部や特許・法律事務所の多数の所員であるという現実を見た上で、そうした人材の育成を目指す大学教育を実現しようというものである。

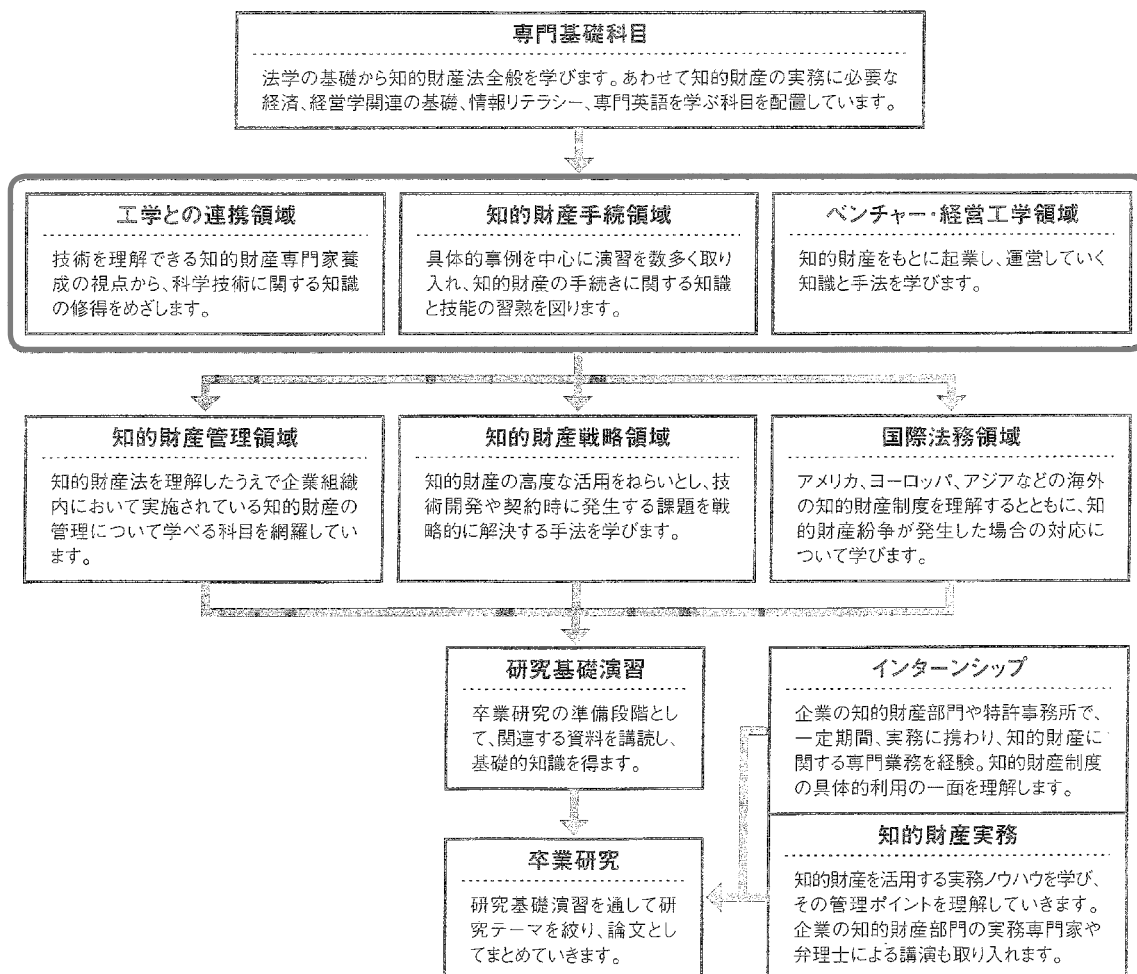
なかでも特許事務所のスタッフとしてその業務に携わるパラリーガルの大学での組織的体系的教育がねらいにある。米国が1970年代以降、パラリーガルをコ

ミュニティカレッジを中心に大学教育によって育成してきたことを念頭に入れつつ、わが国の知的財産分野で専門的に活躍できるパラリーガルあるいは専門スタッフを大学教育で育成することが目的にある。知的財産分野における専門家をみていくとき、その頂点に弁理士を位置づけたとき、幸いなことに最近ではこれを支える者、あるいは関連する者の専門的能力を検定するシステムがスタートしつつある。知的財産検定、知的財産翻訳検定、パラリーガル検定等がそれである。こうした資格試験、検定制度を活用しつつ、少しでも知的財産分野における専門的能力をもち、その能力を認定されることによって、社会に関わっていこうとする学生に道を拓くことが可能となる。

教育カリキュラム

実際の教育の内容を見ていこう。大学においてははじめにまず基礎教育科目が用意される。いわゆる教養課程の科目であって、現在では文部科学省の基準も随分と弾力的になって、この基礎教育科目の内容、比重

図4 知的財産学部の教育カリキュラム



等は各大学に実質的に委ねられている。

知的財産学部として重要なのは専門基礎科目からで、ここではまず民法・民事訴訟法にはじまり、特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の知的財産関連法を全て学ぶ。もちろん国際知的財産法も学ぶこととなる。これら知的財産に関する基礎的知識を身に付けた上で、ベンチャー・経営工学領域、知的財産手続き領域、知的財産管理領域、知的財産戦略領域、国際法務領域等の分野にそれぞれ科目を用意してあって、学生はその目指すコースに対応してそれぞれの履修科目を選択し、幅広く学ぶこととなる。学生が目指すコースは大きく二つあって、企業の知的財産部部員のコースと、もう一つが特許・法律事務所の所員＝パラリーガルコースである。

実際の専門科目の年次展開をみていくと、1年次でまず「産業社会と知的財産」という入門科目を受講し、秋の学期には「知的財産法概論」を受講し、まず知的財産制度の全体像を理解していく。次いで、2年次になると、「民法」、「行政法」、「商法」、「民事訴訟法」等の基礎法あるいは関連法を学び、「特許法・実用新案法Ⅰ・Ⅱ」、「意匠法」、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止法」等の知的財産各法を体系的に学ぶ。併せて「知的財産と企業経営」や「研究開発と知的財産管理」等の知的財産活用にかかわる科目を受講していく。2年次で知的財産法の基本を学び、3年次になると「特許手続Ⅰ・Ⅱ」、「商標手続」、「特許明細書作成」、「海外特許手続」、あるいは「マーケティングとブランド」、「コンテンツ知的財産論」、「知的財産関連情報」、「研究開発と知的財産戦略」等の応用科目を受講していく。

これら専門科目を担当する教授陣には大学における教育者・研究者の他に、企業の第一線において知的財産管理や戦略の推進に実績を挙げてきた実務専門家を招聘し、また特許法等の知的財産法の担当には特許庁等の専門行政官庁の経験豊富な第一線専門家を招聘している。

特に知的財産の管理と戦略の領域に関しては企業実務専門家の大学教育への参加は極めて重要であって、企業の知的財産部で長く実務にたずさわってきた者を大学の教官に招聘する他、客員教授として多数の企業実務家が参加する予定である。同じように手続き分野に関する科目では特許事務所の経験豊富な弁理士が大

学教育へ参加していく。

知的財産専門職大学院

2005年には知的財産専門職大学院がスタートする。これによって学部・大学院全体として知的財産に関する専門家の育成を目指していくこととなる。大学院では弁理士あるいは国際知的財産法務の専門家を育成する知的財産法コースと企業の知的財産管理部門のマネジメント担当者を育成する知的財産管理コースからなる。

専門職大学院ではさまざまな学部を卒業した者を受け入れ、特に社会人としてすでに企業等に勤務し、その職業的専門能力を高めていこうとする者に修学の機会を提供しようとするものである。

学部で育成する知的財産専門人材と大学院で育成する専門人材とはどのように異なるものであるか。

知的財産学部・大学院全体としてその育成する人材が活躍するフィールドとして、企業の知的財産部と特許・法律事務所があり、学部で育成する人材は企業の知的財産部コースでは部員であり、特許・法律事務所では所員＝パラリーガルである。これに対して大学院では既に工学系の学部を卒業しあるいは文科系の学部を卒業した者であって、社会人を中心に知的財産の高度専門家として育成することを主眼としている。具体的には、企業の知的財産部コースではその管理者の育成を目指すこととなる。このために知的財産に関する法律的な知識はもとより、知的財産の評価、戦略とりわけ企業経営に直結した知的財産の活用戦略にかんする大学院教育が求められる。この場合、米国で言うMBAコースの性格が強くなる。また特許事務所のコースでは当然に弁理士を目指すこととなる。このように学部・大学院全体としてその将来の活躍するフィールドを明確にしておいて、そのうえで学部において育成する人材イメージと大学院で育成する人材イメージとを確定している。

大学院のカリキュラム

専門職大学院においては、文系あるいは理系などさまざまな学部で学んだ者がはじめて知的財産について学ぶことになる場合がある。このため知的財産基礎領域において民法要論、民事訴訟法要論、特許法・実用新案法要論等の要論科目がまず用意されてある。学部に

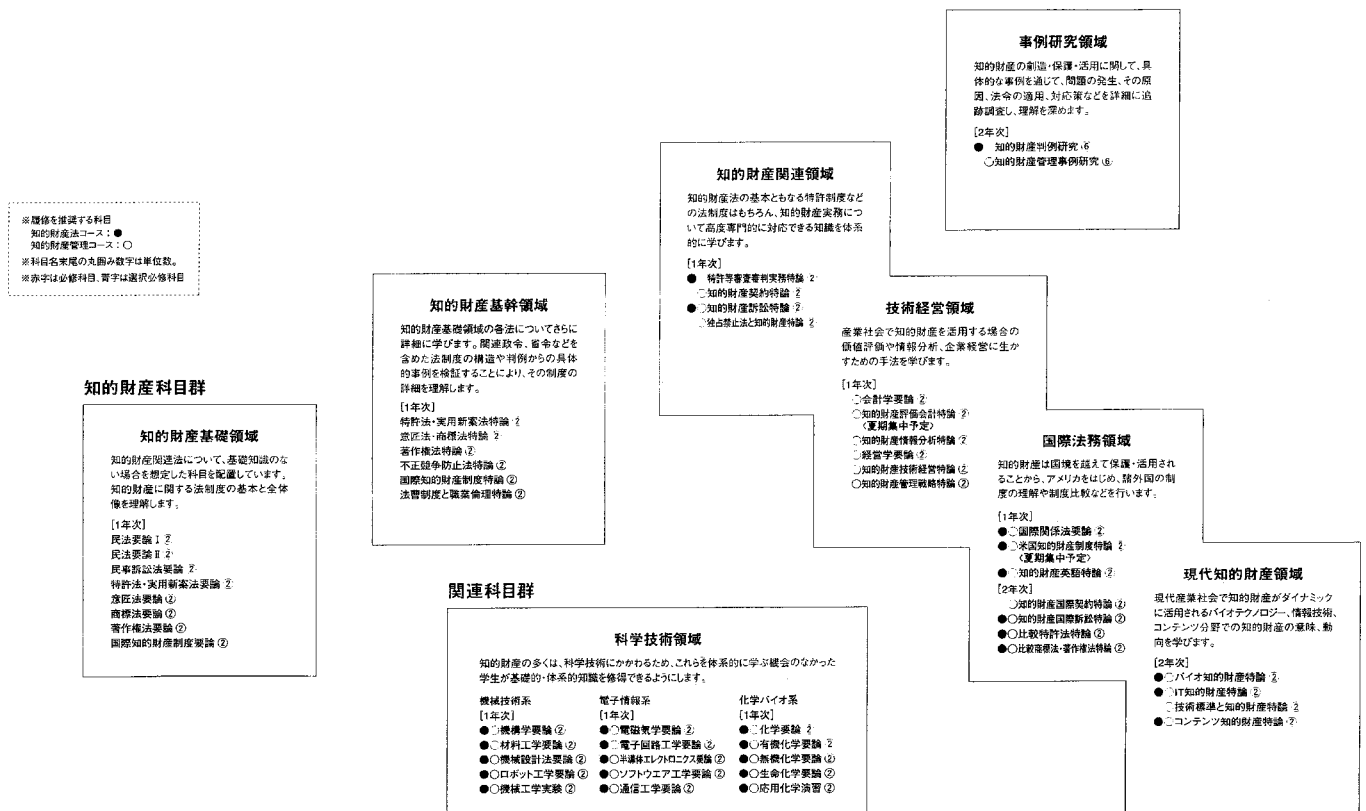
図5 知的財産学部の科目年次展開

専門科目 (2003年度)

(○必修科目, □選択必修科目)

	1年次	2年次	3年次	4年次
専門基礎科目	○産業社会と知的財産 法令解釈概論 ○知的財産法概論 現代技術と産業 経営学 □情報リテラシー □情報ネットワーク	○民法Ⅰ 行政法Ⅰ ○民法Ⅱ ○国際知的財産制度概論 ○商法Ⅰ 企業経営および組織概論 ○商法Ⅱ □事務システム 民事訴訟法 ○特許法・実用新案法Ⅰ ○特許法・実用新案法Ⅱ ○意匠法 ○商標法 ○著作権法 不正競争防止法 経済法Ⅰ	経済法Ⅱ 行政法Ⅱ ミクロ経済学 マクロ経済学 会計学 バラリーガル論 □ビジネス英語 ○知的財産英語基礎 □知的財産英語応用	
工学との連携領域	□現代機械技術概論 □エレクトロニクス概論 □現代化学概論 □コンピュータ技術概論	□バイオテクノロジー概論 □現代産業技術史		
ベンチャー・経営工学領域		ベンチャービジネス論 経営工学概論 イノベーションと 経営システム論 ベンチャービジネス	IT・バイオテクノロジーとベンチャービジネス 人的資源管理 経営行動科学	
知的財産 手続領域			特許手続Ⅰ 商標手続 特許手続Ⅱ 海外特許手続 特許明細書作成	
知的財産 管理領域		知的財産と企業経営 研究開発と知的財産管理	マーケティングとブランド コンテンツ知的財産論 知的財産関連情報 □知的財産管理演習	創造工学
知的財産 戦略領域			研究開発と知的財産戦略 知的財産侵害訴訟の基礎 知的財産契約の基礎 □知的財産戦略演習	独占禁止法と知的財産 技術標準と知的財産
国際 法務領域			国際企業法務概論 米国の知的財産制度概論 欧州の知的財産制度概論 □国際法務演習	アジアの知的財産制度概論 国際特許紛争の対応
インターンシップ			□インターンシップ	
知的財産 実務			□知的財産実務	
研究基礎 演習			○研究基礎演習	
卒業研究				○卒業研究

図6 知的財産専門職大学院のカリキュラム



において知的財産法を学ばない場合には、これらの要論科目は必修である。

この後に知的財産基幹領域（必修）で知的財産法の詳細を学ぶ。これが特許法・実用新案法特論、著作権法特論等であって、この基礎領域及び基幹領域に配置された要論科目と特論科目を受講することにより知的財産法に関しては必要にして十分な修学が可能となる。

基礎及び基幹領域が済むと、次は応用科目であって、知的財産関連領域には特許等審査審判実務特論、知的財産契約特論等が配置され、技術経営領域には知的財産技術経営特論、あるいは知的財産管理戦略特論等が配置されている。さらに国際法務領域では比較特許法特論あるいは比較商標法・著作権法特論皿には米国知的財産制度特論等が配置され、現代知的財産領域では技術標準と知的財産特論やコンテンツ知的財産特論等の科目が配置されている。

知的財産専門職大学院では52単位の取得が卒業の条件となる。このなかには6単位の事例研究が含まれているので、科目受講としては残りの46単位となり、これは科目数では23科目となる。実際には1年次には20科目程度を受講することを勧め、2年次には残りの3科目を含む5科目から8科目程度の受講となる。

大学院における事例研究

これまでの大学院では修士論文、博士論文の提出が義務化されてあった。これに対して専門職大学院では、研究者の育成ではなしに、実務における高度の専門知識を有する専門管理者の育成に主眼がある。このために修士論文の提出を求めることはしないで、これに代わり事例研究を行う。

事例研究には大きく分けて2種類の事例研究があり、一つは企業における技術開発とその成果にかかわる管理と戦略の事例研究である。具体的には例えば電子写真複写機の特定企業の開発の過程とその間における先行する特許権の調査、評価、さらに開発の成果をどのように特許権化し、先行者に対抗していったか、それらを具体的詳細に調べ上げていく。その結果はいわゆるケースファイルとして取りまとめていく。

もう一つの事例研究が、知的財産に関する判例研究であって、特許権侵害訴訟あるいは職務発明に関する代表的判決を詳細に分析し、他の参考となる判決と比較し、そこから学ぶべき点を明らかにしていく。これ

もまたケースファイルとしてまとめる。

これら事例研究によって実際の知的財産管理にかかわる高度専門家としての即戦力を身につけることとなるし、または知的財産法務専門家としての実力をつけていくこととなる。

5. 弁理士の大学への参加

教育・研究への参加

大学あるいは大学院が、積極的に知的財産分野の人材育成に関わっていく時代においては、弁理士は知的財産高度専門家として、そうした人材育成の場に参加していくことが求められる。

すでにこれまでも大学の教養課程における知的財産法入門、あるいは工学部の学生に対して特許法概論というような科目に、非常勤の講師としてその教育への参加を求められてきている事例は多い。しかしこれからはそうした入門あるいは概論としての科目に非常勤講師として関わるだけではなしに、より体系的に科目担当を行い、このために可能であれば、専任教員として大学教育・研究に参加していくことが求められる。

大阪工業大学においては、知的財産学部には弁理士が1名専任の教授として着任され、また知的財産専門職大学院には同じように弁理士が1名専任の教授として着任される予定である。

新設の学部あるいは大学院において専任教員として教育・研究に関わる場合には、教授審査を行う学部・大学院の教授会等がまだ確立していないことを考慮して、文部科学省がその代わりに教員審査分科会を設置して、教員審査を行う。これまでの経験によれば、知的財産に関連する学部あるいは大学院の教員審査においては、弁理士は十分にその審査の評価に対応できる能力があるとされてきている。大阪工業大学の経験からもそれは明らかである。

ただこの場合においても、単に豊富で長期の弁理士業務の経験のみをもって、こうした教員審査に対処することは適当ではない。単に弁理士業務の能力と経験だけでは、教員審査においては、知的財産分野の大学教育実績が乏しいとされ、あるいは研究業績が乏しいと評価され、審査を通ることは容易ではない。実際、本学において2名の弁理士が教員審査に合格しているが、これらの者は、すでに非常勤講師の経験をつみ、さらに機会をとらえては知的財産に関する論文を発表

され、あるいは雑誌等に積極的にその知識経験を発表されるといふ努力をされてきている。

こうした専任の教授だけではなく、大阪工業大学では知的財産学部と専門職大学院の講義に、あわせて14名の弁理士を講師としてお招きしている。このうち10名は関西において活躍されている弁理士の方々である。これら弁理士の方々が講師として担当される科目を列挙しよう。

- 「知的財産実務」
- 「特許手続」
- 「商標手続」
- 「海外特許手続」
- 「パラリーガル論」
- 「特許明細書作成」
- 「知的財産訴訟の基礎」
- 「知的財産管理演習」
- 「知的財産戦略演習」
- 「国際法務演習」

ここで強調したいことは、弁理士の方々について個別にそのキャリアと業績を評価していくと、想像以上にそのキャリアと業績は豊富で、大学教育において知的財産に関する教育の実戦力として高く評価されることである。ここに列挙した科目を見ていくと理解されるように、弁理士の業務が通常、出願から登録までのプロキアメントが中心であるとされているのに対して、実力ある弁理士は知的財産に関連した幅広い領域で大学教育にかかわることができることである。これらはいくら強調しても強調しすぎることはない。

大学院の講義への参加

他方で、多忙な弁理士業務に専念し、その定型業務に慣れてしまうことも少なくない。その結果、弁理士としての業務に関しては豊富な経験を有していても、その専門知識はきわめて限定的で、幅の狭いものとなる場合がしばしばある。特に弁理士の業務が出願から登録までのプロキアメントに軸足があるため、どうしてもそうした領域にのみ関心が集中し、その他のことに関心が弱くなることが多く、しかもそうした他の領域に関しての知識を得る機会、情報交換する機会も少ない。

しかし知的財産基本法にも示されてある通り、これからは知的財産の保護も重要であるが、それ以上に知

的財産の活用は重視され、問題解決とその推進は国を挙げての喫緊の課題となっている。そうであれば弁理士もまた、知的財産分野の最前線で活躍する高度専門家として、そうして知的財産の活用に関して積極的に関心を持ち、関与していくことが求められる。実際には知的財産活用に関する教育を組織的・体系的に行う場はこれまでほとんどなかったといつてよい。

これに対して大学・大学院は知的財産の保護に限らず、その活用までを視野に入れた体系的なカリキュラムを設計し、実施に移しつつある。例えば大阪工業大学の知的財産専門職大学院のカリキュラムのなかで、知的財産の活用等の要請に応えることのできる科目を以下に列挙しよう。

- 「知的財産評価会計特論」
- 「知的財産情報分析特論」
- 「知的財産技術経営特論」
- 「知的財産管理戦略特論」
- 「バイオ知的財産特論」
- 「IT 知的財産特論」
- 「技術標準と知的財産特論」
- 「コンテンツ知的財産特論」
- 「独占禁止法と知的財産特論」

これらの大学院科目を単に既存の教科書的内容の範囲にとどめず、実際のビジネスにただちに接続されることのできる内容にするために、企業の知的財産部門のトップクラス人材を積極的に大学院に招聘している。具体的には、関西の企業から、松下電器産業(株)、武田薬品工業(株)、大阪ガス(株)、また東京の企業からは(株)東芝、キャノン(株)、日本電信電話(株)などから、さらに金融関係として政策投資銀行から人材を招聘している。

知的財産専門職大学院は、社会人の教育をねらいの一つとしているだけに、月曜日から金曜日までは夜間(7時から8時半まで)、そして土曜日は午前、午後の集中講義が予定されている。しかも社会人にはいわゆる「科目受講」が可能である。この場合には特定の科目のみを受講し、修了後には単位(クレジット: credit, 科目履修証明)を得ることができる。

おわりに

わが国が21世紀においてさらなる発展を目指していく時、知的財産の重要性はあらためて指摘するまで

もない。そこにおいて求められる人材すなわち、高度の専門能力を有し、しかも幅広い領域の知識も併せ持つ人材は、将来のビジネス社会における専門職業人材のモデルともなるであろう。その人材育成が容易かといえば、もちろん容易ではない。しかし困難な課題ではあるが大学がそうした社会の要請に応え、新たな時代に挑戦していく時ではないかと考える。

そこに弁理士もまた積極的に参加していくことが強く求められる。知的財産分野における高度の専門知識を有する者として、人材育成なканずく大学・大学院における教育・研究への参加が求められているのである。時代の要請に応える気概と努力を求めてやまない。

参考文献

- (1) 官邸ホームページ <http://kantei.go.jp/singi/titeki2>
- (2) 知的財産の経済的効果に関する調査研究委員会「平成五年度知的財産の経済的効果に関する基本問題調査研究委託調査研究報告書」(財)知的財産研究所 1994年3月
- (3) 特許経済モデルに関する調査研究委員会「特許経済モ

デル(特許経済学)に関する調査研究報告書」(財)知的財産研究所 2000年3月

- (4) 特許庁「平成15年 2003年 知的財産活動調査結果の報告」特許庁ホームページに掲載
- (5) 知的財産管理委員会第五小委員会「知財コストの構造分析」『知的財産管理』51巻 2001年11月
調査対象企業は石川島重工業、セイコーエプソン、積水化学工業、ソニー、大日本印刷、武田薬品工業、デンソー、東芝、松下電工、三菱電機
- (6) 知的財産管理活動の経済効果に関する調査研究委員会「知的財産管理活動の経済効果に関する調査研究」(財)産業研究所・委託先(財)知的財産研究所 1998年
- (7) Bernard, Barbara “Paralegal An Insider's Guide to One of the Fastest-Growing Occupations of the 1990s” (1993) [TMI 総合法律事務所訳『パラリーガル 急成長する法律事務専門職』信山社 1998年]
- (8) <http://www.paralegals.org/>
<http://www.paralegalcolleges.com/>

(原稿受領 2004.12.2)